

<法人税率>

区 分		税 率
中小法人※1、一般社団法人等、人格のない社団等	年 800 万円以下の金額	15% ※2
	年 800 万円超の金額	25.5%
上記以外の普通法人		25.5%
公益法人等、協同組合等、特定の医療法人	年 800 万円以下の金額	15% ※2
	年 800 万円超の金額	19% ※3

※1 期末資本金の額又は出資金の額は1億円以下の普通法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある子法人等を除く）

※2 平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度は **19%**（本則税率）。

※3 所得金額が年 10 億円を超える部分の金額にかかる税率は **22%**。

<所得税率>

課税総所得金額・課税退職所得金額 又は課税山林所得金額		税 率	控 除 額
超	以下		
—	195 万円	5%	0 円
195 万円	330 万円	10%	97,500 円
330 万円	695 万円	20%	427,500 円
695 万円	900 万円	23%	636,000 円
900 万円	1,800 万円	33%	1,536,000 円
1,800 万円	—	40%	2,796,000 円

※ 平成 25 年から平成 49 年までの 25 年間は、各年分の所得税額に対して時限的に 2.1% の復興特別所得税が上記に追加して課されています。

<消費税率>

時 期	消費税	地方消費税	消費税等合計
平成 26 年 3 月 31 日まで	4%	1%	5%
平成 26 年 4 月 1 日以降	6.3%	1.7%	8%
平成 27 年 10 月 1 日以降	7.8%	2.2%	10%

<相続税率> (平成26年12月31日以前相続開始の場合)

法定相続分に応じた各人の所得金額		税 率	控 除 額
	1,000 万円以下	10%	0 円
1,000 万円超	3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超	5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超	1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超	3 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円超		50%	4,700 万円

<相続税率> (平成27年1月1日以後相続開始の場合)

法定相続分に応じた各人の所得金額		税 率	控 除 額
	1,000 万円以下	10%	0 円
1,000 万円超	3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超	5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超	1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超	2 億円以下	40%	1,700 万円
2 億円超	3 億円以下	45%	2,700 万円
3 億円超	6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超		55%	7,200 万円

<贈与税率> (平成26年12月31日まで)

基礎控除後の金額		税 率	控 除 額
0 万円超	200 万円以下	10%	0 万円
200 万円超	300 万円以下	15%	10 万円
300 万円超	400 万円以下	20%	25 万円
400 万円超	600 万円以下	30%	65 万円
600 万円超	1,000 万円以下	40%	125 万円
1,000 万円超		50%	225 万円

<贈与税率> (平成27年1月1日以後)

基礎控除後の金額		税 率	控 除 額
0 万円超	200 万円以下	10%	0 万円
200 万円超	300 万円以下	15%	10 万円
300 万円超	400 万円以下	20%	25 万円
400 万円超	600 万円以下	30%	65 万円
600 万円超	1,000 万円以下	40%	125 万円
1,000 万円超	1,500 万円以下	45%	175 万円
1,500 万円超	3,000 万円以下	50%	250 万円
3,000 万円超		55%	400 万円

<贈与税率【特例贈与】> 20歳以上の者が直系尊属より受ける贈与
(平成27年1月1日以後)

基礎控除後の金額		税 率	控 除 額
0 万円超	200 万円以下	10%	0 万円
200 万円超	400 万円以下	15%	10 万円
400 万円超	600 万円以下	20%	30 万円
600 万円超	1,000 万円以下	30%	90 万円
1,000 万円超	1,500 万円以下	40%	190 万円
1,500 万円超	3,000 万円以下	45%	265 万円
3,000 万円超	4,500 万円以下	50%	415 万円
4,500 万円超		55%	640 万円